

## 会員登録規程

(根 拠)

第1条 本連盟定款第42条に基づき、会員登録に関し必要な事項を定める。

(会員の種類及び定義)

第2条 本連盟の会員の種類は、次の各号に掲げる3種類とする。

(1) S A J 会員 (以下「会員」という。)

本連盟の会員に登録しようとする者は、所属団体及び加盟団体を経て行うことができる。ただし、本連盟の役員、専門委員、その他ブロックから推薦される委員等及び競技者登録をしている者については、加盟団体及び所属団体の地域内に居住又は勤務しているか若しくは学籍を有する (以下「居住地等」という。) 者とし、事情によって居住地等以外の主たるスキー活動を行う地域の加盟団体に登録する場合は、居住地等の加盟団体の承認を経て行うことができる。

(2) バッジテスト1級合格者の暫定会員

本連盟に未登録でバッジテスト1級合格者は暫定登録をしなければならないものとする。

(3) S A J 特別会員 (以下「特別会員」という。)

本連盟の特別会員は、本連盟の諸事業において顕著な貢献のあった者で理事会が承認した場合、本連盟が登録する。ただし、登録料等は徴収しない。

2 会員の登録有効期間は、すべて本連盟会計年度末とする。

(適用範囲)

第3条 本連盟の役員及び評議員。ただし評議員及び役員選任規則第3条(2)および第4条により選任された者は特別会員とすることができる。

2 本連盟公認資格者並びに本連盟又は加盟団体が、主催又は主管する競技会、検定会等の行事に参加する者並びに運営に係わる者は、この規程の会員の登録を完了していなければならない。ただし、中学生以下は、この限りではない。

3 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト以外のバッジテストについては、別の定めにより本連盟登録者でなくても参加できる。

4 前条第1項の会員については、本連盟の決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って解決されるものとする。

5 本連盟の会員は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 ( J A D A ) の規定に準拠し、アンチ・ドーピング活動を啓蒙、遵守しなければならない。

(資格の喪失)

第4条 次の各号の一に該当するときは、コンプライアンス委員会及び理事会の審議を経て、登録を取消し、これを公表する。この場合、理事会において議決する前にその会員に弁明をする機会を与えなければならない。

(1) 本連盟定款及び諸規定に違反した場合

(2) 会員としての体面を著しく汚した場合

(携行義務)

第5条 会員は、当該年度の会員証を携行しなければならない。

(登録)

第6条 本連盟は、加盟団体から継続登録期間に送付された会員登録表により、当該年度の会員証に氏名、会員登録番号、その他を記入し加盟団体へ送付する。

2 登録に関する事項は別途定めるところによる。

(登録料等)

第7条 会員の登録料は、各種公認・登録料等料金一覧表に定める金額とする。

2 前項の登録料は、毎事業年度における合計額の50%以下を当該年度の法人会計に使用できる。

3 有資格者の年次登録料については、各種公認・登録料等料金一覧表に定める金額とする。

4 保険料等の委託集金分についても、前第1項と同時に納入する。

(登録の疑義)

第8条 登録に関して疑義を生じた場合は、理事会の決定による。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟の設立登記の日から施行する。

平成28年 9月26日改正

平成30年 4月20日改正

平成30年10月 1日改正